

第 6 7 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 2 9 年 2 月 2 0 日 (月)

午後 1 : 3 0 ~

宇 都 宮 市 役 所 1 4 A 会 議 室

出席委員

1 号 委 員

菊池昭吾委員，横尾昇剛委員，
 蟹江教子委員，大森宣暁委員，
 里村佳行委員，森岡正行委員 (6 名)

2 号 委 員

村田雅彦委員，舟本肇委員，
 今井恭男委員，熊本和夫
 委員 (4 名)

3 号 委 員

角田永子委員，斎藤守委員 (代理)，
 渡辺千里委員 (代理) (3 名)
 (計 1 3 名)

欠席委員

岡田豊子委員，高橋晃委員， (2 名)

出席幹事

福原悟幹事，飯塚由貴雄幹事，
 的場征史幹事，赤石澤亮幹事，
 青木克之幹事，高橋功幹事，
 青柳高行幹事 (7 名)

(臨時幹事)

山中昌幸幹事，高橋裕司幹事 (2 名)

事務局

金田昌幸書記，牧口次利書記，
 上田英夫書記 (3 名)

《開会前》

金田書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

(資料確認)

金田書記

開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ① 第67回宇都宮市都市計画審議会 次第
- ② 資料1「宇都宮都市計画地区計画の変更」
グリーンアベニュー針ヶ谷地区計画
- ③ 資料2「立地適正化計画」

それから、本日机上に配布いたしました、

- ④ 「地域別説明会（第2回）の実施状況について」

それから、「2計画の推進に向けて」という資料を配布いたしましたが、議案第2号の「立地適正化計画（素案）」の76ページをこちらに差し替えていただきたいと思います。

以上の資料となっております。

不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

(幹事紹介)

金田書記

次に、本日は、議案の審議にあたり、臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

《自己紹介》

市街地整備担当副参事の山中です。

市街地整備課長の高橋（たかはし）です。

1. 開会

金田書記

それでは、只今から「第67回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

ここからの進行は、大森会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

2. 挨拶

大森議長

それでは、只今より、第67回宇都宮市都市計画審議会を開催したいと思います。

本日は年度末のお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。本日の主要な議題でございますが、引き続き立地適正化計画及び市街化調整区域の整備及び保全の方針についてでございます。先月開催いたしました勉強会を通して、改めて宇都宮市が目指す将来都市ビジョンでありますネットワーク型コンパクトシティについて、復習して改めて共通認識として持たれたかと思えます。勉強会の内容も踏まえて、本日の審議も慎重によろしくお願いいたします。

(会議の成立)

大森議長 それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

牧口書記 本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

(会議の公開)

大森議長 続きまして、本日の会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

牧口書記 本日の会議は議案が3件ございますが、そのうち議案第3号「市街化調整区域の整備及び保全の方針」は、宇都宮市情報公開条例第7条第5号に規定する意思形成過程に関する情報に該当し、非公開情報となることから、当該審議に係る部分を非公開としたいと思っております。

大森議長 ただいま事務局から説明がありましたが、本日の会議は、議案第3号「市街化調整区域の整備及び保全の方針」につきましては「非公開」ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(傍聴者)

大森議長 続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

牧口書記 本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、現在の傍聴者はございません。

(議事録署名
委員の指名)

大森議長

続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、蟹江教子委員と森岡正行委員のお二人を指名したいと思います。よろしく願いいたします。

3. 議事

大森議長

それでは、会議次第に従い議事を進めてまいります。

本日の議題といたしまして、議案は3件となります。

議案第1号は「宇都宮都市計画地区計画の変更 グリーンアベニュー針ヶ谷地区計画」について、

議案第2号は「立地適正化計画」について、

議案第3号は「市街化調整区域の整備及び保全の方針」についてであります。

これらの議案につきましては、議案第1号は平成29年2月14日付、宮都第587号にて市長から諮問があったものであります。

議案第2号「立地適正化計画」につきましては、平成28年2月19日付、宮都第559号にて市長から諮問があり、平成28年2月26日の第61回都市計画審議会に付議され、継続審議となっているものであります。本日の審議を経まして、答申することを予定しております。

議案第3号「市街化調整区域の整備及び保全の方針」の策定につきましては、平成28年12月12日付、宮都第482号にて市長から諮問があり、平成28年12月21日の第66回都市計画審議会に付議され、継続審議となっているものであります。こちらにつきましては、今後も引続き審議を行う予定となっております。

審議の進め方ですが、議案第1号及び第2号の審議が終了後、一旦休憩をはさみまして、議案第3号を非公開により審議したいと思います。

委員の皆様よろしいでしょうか。

各委員

異議なし

(議案第1号)

大森議長

それでは、まず、議案第1号「宇都宮都市計画地区計画の変更 グリーンアベニュー針ヶ谷地区計画」について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

都市計画課長

都市計画課長青柳よりご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料に基づき、議案第1号「宇都宮都市計画地区計画の変更」につきまして、ご説明いたします。

こちらは、平成25年に決定したグリーンアベニュー針ヶ谷地区計画につきまして、今回隣接する2期の開発に伴う都市計画の変更の議案となっております。

最初に議案第1号の1ページをご覧ください。こちらは、今回変更しようとする「グリーンアベニュー針ヶ谷地区計画」の「計画書」でございます。上から名称、位置、面積などを記載しております。

なお、今回地区計画を変更しようとする内容は、地区計画の区域及び面積の変更でございます。詳細につきましては議案書の説明の後、説明資料1にてご説明いたします。

次に2ページをご覧ください。「グリーンアベニュー針ヶ谷地区計画」の総括図でございます。中央の赤の実線が該当の地区でございます。

次に3ページをご覧ください。今回変更しようとする区域を赤線で示した「計画図」でございます。

次に4ページをご覧ください。こちらは、地区計画の区域について、変更前と変更後を示した「新旧対照図」でございます。変更前の「旧 地区計画」を黄色の線で示しており、変更後の「新 地区計画区域」を赤線で示しております。

それでは、地区計画の変更につきまして、説明資料1に基づき、ご説明いたします。説明資料1をご覧ください。「1の位置及び経過」をご覧ください。

当地区は、宇都宮市中心部から南に約7.5km、JR宇都宮線雀宮駅より西に2.0kmに位置し、北側の「県道安塚・雀宮線」に接する、住居系の土地利用が図られた地域であり、周辺には保育園、幼稚園、小学校、中学校などの文教施設や商業施設の立地にも恵まれております。

そのような中、平成25年に住宅団地の開発に合わせて地区計画を決定し、良好な住環境を有する住宅地として、まちづくりを行っている地区でございます。

次に、「2の地区計画の変更の理由」でございますが、地区の

西側に接するグリーンアベニュー針ヶ谷地区2期の開発にあたり、開発事業者より地区計画指定に関する申出書が昨年の10月に提出されたものであります。このため申出を踏まえ、当該地区計画区域及びグリーンアベニュー針ヶ谷地区2期の区域を含めた、約6.2haの区域において、一体的なまちづくりを推進するため、地区計画の区域を拡大するものでございます。

続いて裏面をご覧ください。「3の建築物等に関する事項」でありますが、地区計画区域内における制限の概要は表の通りとなっております。

なお、今回の変更につきましては、地区計画の区域のみの変更でありますので、こちらの表につきまして変更はございません。上から順に主なものをご説明いたします。

まず、建築物等の用途の制限についてであります。住宅地の形成を図るため、建築できるものとしたしまして、一戸建て住宅、兼用住宅、診療所、地域集会所、公園内施設、これらに附属するものとしております。

次に、良好な住環境を維持するため、地区内の敷地の細分化による建て詰まりなどを防止する基準として、建築物の敷地面積の最低限度を150平方メートルと定め、他にも、「壁面等の位置の制限や、建築物等の高さの制限」、「建築物等の形態又は意匠の制限」、「垣又は柵の構造の制限」を定めております。

続きまして、権利者や市民の皆様への広報等の経緯についてご説明いたします。「4のスケジュール」をご覧ください。

平成28年10月に、2期の開発区域の地権者である事業者より、「宇都宮市地区計画等の案の作成に関する条例」第5条の規定に基づき、良好な住宅地としての環境を維持・保全することを目的とした地区計画の「計画案申出書」が提出されました。

このため、申出を踏まえ地区計画の区域を拡大する都市計画素案を作成し、変更前の区域にお住まいの方も含めた関係権利者へ、通知を行ったうえで、都市計画法第16条に基づく「素案の縦覧」を、11月16日から2週間実施したところ、縦覧者、意見申出書の提出はございませんでした。

このようなことから、都市計画素案をもとに、都市計画案を作成しまして、都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」について、「広報うつのみや1月号」に掲載するとともに、改めて関係権利者へ通知を行ったうえで、「都市計画案の縦覧」を1月6日から2週間実施したところ、縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

以上をもちまして、議案第1号「宇都宮都市計画地区計画の

変更グリーンアベニュー針ヶ谷地区計画」の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

大森議長 事務局からの説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。

区域の拡大ということで、ご意見もないようですので、お諮りしたいと思えます。議案第1号につきましては、原案通り異存なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

大森議長 それでは、議案第1号につきましては、原案通り異存なしと答申することといたします。ありがとうございました。

(議案第2号)

大森議長 次に、議案第2号「立地適正化計画」に入る前に、この後の審議の円滑化を図るため、先日まで開催されていた第2回地域別市民説明会において市民の方から頂いた意見など、その説明会の状況について、事務局から報告を受けたいと思えますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

大森議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

市街地整備課長 お手元の資料「地域別市民説明会第2回等の実施状況について」という資料をご覧ください。

1の「目的」についてでございますが、昨年8月から10月上旬にかけて開催しました、地域別市民説明会第1回で頂きましたご意見などを踏まえまして、主に市街化区域を対象に拠点形成を図ります立地適正化計画の素案を取りまとめましたので、その内容についてご説明し、また地域の皆様からご意見を伺い、計画素案に反映させるものでございます。また、市街化調整区域の整備及び保全の方針の素案取りまとめに向けて、地域拠点に備える施設や、都市計画制度の運用により、施設の誘導を図る地域拠点の範囲の案などについて説明するとともに、地域の皆様からご意見を伺い、方針素案に反映するために行ったものでございます。

2の「開催状況」についてでございますが、市内を18ブロックに分けた地域別市民説明会と、自治会長などからのご依頼に応じました出前講座を実施しております。地域別説明会については18回、全体説明会を1回、出前講座を1回、計20回実施してまいりました。開催期間につきましては、平成29年1月10日から1月29日まで、立地適正化計画のパブリックコメントの期間に合わせまして実施したところでございます。第2回の説明会の参加者についてでございますが、記載の通り、445名でございます。平成29年度以降についてでございますが、立地適正化計画における居住誘導区域の設定や市街化調整区域の整備及び保全の方針の改訂に合わせまして、改めて地域別市民説明会も実施してまいりたいと考えてございます。

3の「意見の概要」についてでございますが、大きくは5つございます。立地適正化計画等の必要性や基本的な考え方につきましては、一定のご理解をいただいたという認識でございます。計画を早めに進めて欲しいと言うご意見を賜りました。また、ネットワーク型コンパクトシティにつきましては、LRTや地域内交通を含めた公共交通ネットワークの充実に向けた取り組みに関するご意見を多く頂いたところでございます。また、立地適正化計画につきましては、民間施設の立地を誘導する計画ということで、やはり実効性の高い誘導策を構築すべきとのご意見を頂いたところでございます。一方、市街化調整区域の地区におきましては、地域拠点の形成を進めるうえでの行政と地域の役割分担や、身近な都市機能等については近隣地区との連携を俯瞰することについても検討すべきとのご意見を頂いたところでございます。引き続き市と地域との意見交換の場を設けて頂きたいと言うような要望も頂いたところでございます。以上ですが、頂いたご意見につきましては計画の取りまとめや今後の説明会に活かしていきたいと考えております。

裏面になりますが、こちらは参考になりますが、今回の説明会の開催状況ということで、各地区における参加者を記載しております。

以上で、地域別市民説明会第2回等の実施状況についてのご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

大森議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

横尾委員

コメントといたしますか、非常に回数も多く、また参加人数も

全体としては少ないながらも微増している状態で、非常にご苦勞されて進んでいるという印象を持ちました。1点気になる箇所としては、3番目の意見の概要というところに書かれている、「一定の理解が示されており」というところが気になります。確かに参加された方には一定の理解を示していただいたかと思うのですが、今回の立地適正化等はかなり今後の宇都宮の未来を考えるうえで非常に重要な施策だと思います。もっと、より多くの人に知ってもらい、考えてもらうという工夫を引き続きしてほしいなと思っています。ここで一定の理解が止まるのでなくもっと推進して欲しいなと感じました。その中で、立地適正化計画という言葉が、一般の人にとって非常に他人事のように伝わっていないかと気になっています。キャッチフレーズではないですが、もっとわかりやすい、立地適正化でどういうことを宇都宮が進めようとしているのか、ということがわかるような用語などを使っていても良いのかなと感じました。感想です。

大森議長

貴重なご意見ありがとうございました。

市街地整備課長

今回、地域別市民説明会にご出席いただいた方にはご理解いただいたところでございますが、来年度以降からは居住を誘導する区域など、市民の関心の高いものを設定していく予定であります。今回は18ブロックでやらせていただいたのですが、特に旧市街地についてはブロック割が大きいのではないかという話もあり、地元の代表者の方と、調整を図りながらももう少し細かく説明会の回数を増やせないかと思っております。来年度ですが、説明会と合わせて広報紙の中で特集号を組んだりして、十分なPRやアナウンスをした上で説明会を実施していければと考えております。

また、立地適正化計画というのは非常に分かりづらいタイトルでございます。今回は地域別説明会におきましても、直接、立地適正化計画と題目に掲げないで、宇都宮市が目指す将来の姿ネットワーク型コンパクトシティ具体化のための計画づくりという形でさせて頂いたところでございます。また、立地適正化計画を最終的に取りまとめる際も、サブタイトルを入れるなど分かりやすさに配慮したいと思っております。ありがとうございました。

大森議長

ありがとうございました。その他ございますでしょうか。

では、改めて議案第2号「立地適正化計画」の議題に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

市街地整備課長

議案第2号「立地適正化計画について」ご説明させていただきます。

前回の都市計画審議会におきまして、パブリックコメントの計画素案についてご審議いただいたところではありますが、その後、国土交通省のコンパクトシティ形成支援チームに計画素案の内容についてアドバイスをいただき、内容を一部追加修正した箇所がございますのでご報告させていただきます。

立地適正化計画の本編の74ページをお開きください。(参考)関連分野と連携施策に関する指標であります。こちらと75ページの部分を追加したところがございます。コンパクトなまちづくりは、福祉、公共施設の再編、中心市街地活性化などの施策と関連した取り組みであることから、本計画に位置付けた評価指標を補完する指標を追加したものであります。参考指標については、表の上から健康増進、公共施設再編、中心市街地活性化の各指標を関連計画から引用してございます。

また、75ページについては、「ネットワーク型コンパクトシティの形成と関連施策との連携による取組の概要」であります。都市の抱える様々な課題の解決に向け、コンパクトシティの推進と医療・福祉、公共施設再編、中心市街地活性化などの関係施策と連携しながら、ターゲットとして公共交通ネットワークの整備による、高齢者等が便利で気軽に外出できる健康なまちについて実現に向けた取り組みを進めることにより、都市が抱える様々な課題の解決にもつながるというまちづくりのストーリーと、効果を可視化するための数値指標や施策・事業を含めて記載したものでございます。

こちらの掲載資料は、4月以降にコンパクトシティ形成のモデル都市の一つとして、国が公表に向けて調整を進めている資料となっております。参考として掲載するものであります。修正箇所につきましては、会長のご確認をいただき、パブリックコメントを実施したところです。修正箇所の報告につきましては以上です。

それでは、資料1「立地適正化計画」(素案)に関するパブリックコメントについて」をご説明させていただきます。

「1.パブリックコメント実施状況」につきまして、意見の募集期間として、平成29年1月6日から2月3日まで実施し、応募者数・件数につきましては、応募者2名、件数につきまし

ては12件でございました。

「2.意見の処理状況」につきましては、区分Aの「意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの」が2件、Bの「意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの」が3件、Cの「計画の参考とするもの」が1件、Eの「その他、要望・意見等」が6件でございました。

No.1からNo.12まで順に「意見の概要」と「意見に対する市の考え方」をご説明いたします。

まず、No.1「計画の推進体制のイメージに「人材づくり」や若い人の自由な意見を取り入れる仕組みとして大学連合などを加えてほしい。」の意見につきましては、市の考え方としまして、ネットワーク型コンパクトシティ実現のためには、行政だけではなく、市民・事業者などの取組も重要でありますことから、「計画の推進体制」に地域・大学・事業者と行政の関わりのイメージを追加しております。

本日、机上配布させていただきましたP76の推進体制イメージにおきまして、左側の部分に「市民等の意見聴取」を追加してございます。

No.2「都市機能誘導のための支援策は市民と一緒に検討していくべきである。」の意見につきましては、市の考え方としまして、都市機能誘導策については、計画素案において今後の検討施策を含めて施策の一覧を示しているところであり、施策効果等を踏まえながら充実・見直しを図っていきます。

また、支援策を含めた計画の推進に当たっては、行政だけではなく、市民・事業者などによる取組も重要でありますことから、No.1の記載と同様に「計画の推進体制」に、地域・大学・事業者と行政の関わりのイメージを追加しております。

No.3「目標年次として20年先は長過ぎるのではないか。10年先などにすべきである。」の意見につきましては、市の考え方としまして、立地適正化計画は都市の将来像や都市計画の基本方針等を示す都市計画マスタープランの一部としての位置付けであることから、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」で見通した2050年を見据えながら、概ね20年先を目標年次としております。ですから、社会環境の変化に的確に対応しながら、計画の実効性や実現性を確保していく観点から、概ね5年毎に計画の進捗状況等の評価を行いながら、必要に応じて計画の見直しを行っていく考えでございます。

No.4「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」よりも更に先の将来ビジョンを追加すべきである。」の意見につき

ましては、市の考え方として、立地適正化計画は本市が有する行政計画の中で最も長期構想である21世紀半ばの2050年を見通した「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を具体化する計画としてその考え方を反映しながら策定しております。

No.5「市街化調整区域や都市機能誘導区域外における跡地活用への考え方を整理してほしい。」の意見につきましては、ネットワーク型コンパクトシティにおける拠点形成を進めていく上で、拠点への移転集約後の跡地活用が重要でありますことから、本編P66の「居住誘導の基本的な考え方」において、誘導区域外における跡地利用の基本的な考え方を記載しております。

No.6「居住地形成の方向性は文言だけでは分かりにくい。」の意見につきましては、本編P32でございますが、市の考え方としまして、居住地形成の方向性については、居住誘導に大きく関連していることから、居住誘導区域等を盛り込んだ計画改定(平成30年度まで)の中で、分かりやすい表現方法に努めてまいります。

No.7「居住誘導区域は平成30年度までに定める予定としているが、慎重な検討が必要ではないか。」の意見につきましては、市の考え方としまして、市民生活により密接に関わる居住誘導区域は、都市機能誘導区域等を設定した後において、引き続き、地域別説明会などを通してご理解をいただきながら、平成30年度までに計画に定めてまいりたいと考えております。

No.8「14カ所の地域拠点は多いので、モデル地区を位置付け先行して進めるべきである。」の意見につきましては、市の考え方としまして、ネットワーク型コンパクトシティ実現のため、各拠点の特性に応じた施策展開が重要でありますことから、今後の施策検討の参考としていく考えでございます。

No.9「南北方向の基幹公共交通として幹線道路にBRTを整備すべきである。」の意見につきましては、市の考え方としまして、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を踏まえ、南北方向の基幹公共交通の軸として既存鉄道であるJR宇都宮線と東武宇都宮線を位置付け、ネットワーク形成を図ってまいりたいと考えております。なお、公共交通ネットワーク形成におきまして、幹線バス路線の充実が重要でありますことから、今後の施策検討の参考としていく考えでございます。

No.10「コンパクトシティ構想は基本的に必要であるが、ネットワーク構想はコンパクトシティ構想の具体化に対応し段階的に策定すべきであり、当初においては切り離して検討すべき

である。」の意見につきましては、市の考え方としまして、ネットワーク型コンパクトシティにおきましては、本市の地域特性やこれまでの都市の成り立ちを踏まえ、市内各地域に位置付けた拠点形成を図るとともに、拠点間や拠点とその周辺地域などを公共交通ネットワークで結ぶことにより、住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指しており、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの形成は車の両輪の関係であることから、土地利用と交通が一体となった都市づくりを進めていく考えでございます。

No.11「現状のまま自動車に依存することを容認するものではないが、本素案において自動車が過小評価されていると思われる。ソフト面を含め自動車の多面的な可能性について検討し、公共交通の主要手段とするべきである。」の意見につきましては、市の考え方としまして、自動車は、鉄道やLRT、路線バス、地域内交通とともに市民の生活の足として重要な移動手段であるため、誰もが安全・快適で自由に移動できる公共交通ネットワーク形成の取組とともに、環境にやさしい電気自動車など、低炭素型モビリティの様々な利活用や利用拡大に向けた普及啓発に取り組んでおり、今後とも自動車が社会と共存できる「交通未来都市うつのみや」の実現に向けた取組を進めていく考えでございます。

No.12「東西基幹交通をはじめ公共交通は、運用の柔軟性、経済性、利便性を考慮し、自動車によりネットワーク形成を図るべきであり、コンパクトシティにLRTは不要である。」の意見につきましては、市の考え方としましては、公共交通ネットワークの要となる東西基幹公共交通につきましては、求められる輸送力や定時性、バス等との連携、将来的な既存鉄道への乗り入れも含めた鉄道との連携などから、LRTにより整備することとしたところであり、多様な交通手段による総合的な交通ネットワークの形成による「交通未来都市うつのみや」の実現に向け、市民理解の促進を図りながら、着実に取り組んでまいります。としたところであります。

以上で、「資料1」立地適正化計画素案に関するパブリックコメントについての説明になりますが、今後につきましては、都市計画審議会からの答申を踏まえ、3月に都市機能誘導区域を定めた計画を策定・公表してまいりたいと考えてございます。

また、居住誘導に関する事項につきましては、引き続き、市民のご理解を得ながら、平成30年度末までに定めていく考えでございますので来年度以降も、ご審議をいただきながら検討

を進めてまいります。

資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願
いいたします。

大森議長 ありがとうございます。それでは委員の皆様からご意見ご
質問等ございましたらお願いいたします。はじめに確認ですが、
今回は前回の時の資料と比べると、この76ページのところ
だけが、修正されたという理解でよろしいのですよね。

市街地整備課長 はい。計画の推進体制、計画推進に向けてという部分でござ
います。

大森議長 74ページ、75ページ、76ページですね。それ以外は前
回の資料と変わらないということですね。ということで、委員
の皆様から何か、ご意見等、いかがでしょうか。お願いします。

横尾委員 74、75ページについて国交省等の助言ということで、こ
の通りでいいかと思いますが、一方で宇都宮として力を入れる
部分として、例えば子育てしやすい町ナンバーワンとかですね。
まあそういうことは言われているか分からないんですが。ここ
だけ見ると、何となく高齢化問題が結構クローズアップされて
いるような印象というか。もう少し、子どもとか若者とか子育
て世代とかっていうことに、フォーカスしたような、文言が、
もうちょっとちりばめられても良いのかなと思います。なんと
いうか未来志向というか。ただプラスアルファというものが、
若年層とかですね、そういうことにちゃんと注目しているとい
うメッセージが伝えられないかなと、ちょっと印象を受けまし
た。以上です。

大森議長 コメントありがとうございます。事務局のほうでご回答あり
ますでしょうか。

市街地整備課長 素案の74、75ページは、コンパクトシティのまちづくり
と関連する施策と連携した総合的な取り組みが重要であるとい
うことで記載しております。前のページをご覧くださいますと、
都市機能誘導に関する資料や、居住誘導に関することで、例え
ば人口密度や割合といった計画を、計画進捗状況などを評価す
るうえでこのような指標は必要かと思っております。これは一
般の人に見せたときに、やはりコンパクト施策を進めることに

よって、こんなに良い町になっていくというところを、計画の中に盛り込んだ方が良いのではないかとということもあり、関連分野との関係として、参考として入れさせていただいたところでございます。今横尾委員からご指摘頂いたところも、まさにそういった分野でございます。可能な限りこのようなものを盛り込んでいければと思います。今回は参考として載せており、例えば分野計画でコンパクトシティと関連するような取り組みが他の行政計画で盛り込まれているようなものがあればこれから5年に1度見直していくときに盛り込んでいきたいと考えております。

横尾委員

次の見直しというところで、良いと思うのですが、前半の方の資料なんかも高齢者の分布状況とか、フォーカスしているのが比較的喫緊の課題ということでそれは当然そうなのですが、同時にやはり子育て世代や、そういう人たちがどういうところに分布しているのか、子どもがどういう分布しているのかということ、あえて市としてフォーカスするんだよというような視点というのでも必要ではないかと思えます。未来志向という部分において、次の見直しの時にはそういうところも何か入れていただくといいのではと思います。外から宇都宮を選んでもらうという感覚でも、宇都宮は都市計画の中でも、子育て支援についても大事にしているんだよというようなメッセージが伝わるかなと、感じました。今回ではなく、将来的にで結構です。

大森議長

貴重なご意見ありがとうございました。確かに、74、75ページがなければあまりそんな高齢者を強調しているイメージがないですが、こちらが入ってしまうと確かに高齢者が強調されているような感じもあります。これは、関連施策と関連分野との連携施策に関する評価の一例として入れているという理解でよろしいのでしょうか。本来、本当は子育ての方もそちらの分野との連携施策で何か評価指標があるとは思いますが。そこまで今回は検討する時間が無かったということで、よろしいでしょうか。

市街地整備課長

はい。例えば高齢者であれば公共交通が便利になれば高齢者の外出機会が高まり、中心市街地の賑わいが創出されればお年寄りが公共交通に乗ってまち中で楽しめる。そうすることによって結果的に健康寿命も延びて、高齢者のまちづくりの取り組みに資するという一連の流れを見せられます。今回は関連施策

の中で指標があったため、このように記載することができました。子育て関係については、ネットワーク施策と、関連するような指標が見当たらないのもございましたので載せられておりません。今回、立地適性化計画の誘導施設の中に、高齢者施設と子育て施設については、関連施策と連携を図りながら計画的に誘導していくと認定させていただいたところでございます。指標は入れられていませんが、なおざりにしているわけではなくて、市としても子育てと介護福祉関係については重点的に取り組んでおります。

横尾委員　　すでにそういう子育て部分との関連指標が無いというのが、逆にチャンスというか、宇都宮がそういうところを積極的に見つけ出してやっていくというのも出すというのも、今後チャンスかなと思います。是非何かうまい連携を考えていただければと思います。

大森議長　　ありがとうございます。私もそのように思います。他に何かございますでしょうか。

横尾委員　　意見書の、パブリックコメントの意見番号の11番についてですが、自分自身が以前思っていたことで、私が意見を挙げているわけではないのですが、自動車メーカーの人や未来の車を考えている人の話を聞いている中では、これから自動車の位置づけが変わってくるということがあると思います。その備えといますか、そういうことは都市計画の中でも長期的には見ておいたほうが良いかなと思います。処理区分のところ「E」とつくところはどういう扱いなのか良く分からなかったのですが。

大森議長　　ご質問ありがとうございます。

市街地整備課長　　それについては、その他のところで要望・意見等としており、今後の検討の参考にさせていただくということで整理しております。自動車自体の機能が高まって、自動運転とか色々ありますが、自動車が社会と共存できるようなまちづくりを進めていきたいというところで整理させていただいたところです。

横尾委員　　今後とも自動車が、というところで、従来型の自動車はやめたほうが良いと思います。次世代型、未来型のような自動車と

宇都宮の中で共存できるということで、考えていただきたいなと感じました。この表記のままで結構ですが、せっかく今宇都宮がこれまで整えてきたインフラというものを考えると、公共交通メインで進めていくということもあるのですが、一方で次世代型の自動車というものをうまく使いこなすということは常に施策の中にあっても良いのかなと思いました。感想です。

大森議長

ご意見ありがとうございます。確かに近くに自動車関連の企業もごございますね。ただ、大変技術革新は早いのですが、それゆえにさらに先、何年後にどこまでの技術が開発されるかもなかなか見通しもつきませんし、不確実性も大きいところではございます。多少この中で触れてありますよね。他に何かご意見ありますか。

村田委員

今、横尾委員からご指摘があった11番の件ですが、そこをもう少し真剣に、今後の課題として考えるのであれば、道路の現状の幅では自動運転に耐えられませんので、そういった将来に備えて道幅の拡大をしていくんだみたいなことがないのであれば、取り組んでいることにはならないのかな、と思います。現状の道幅は、それこそ車がまだ普及しない頃に作られた道路をそのまま是として車が通れるように舗装をしなおしたり、車の規格を世界標準から外した軽自動車枠とかいうものを作って、日本の国情に合わせるというかたちで、工業規格が決められてきたわけです。そういった意味では、コンパクトシティの中に車を位置づけるのであれば、道路の幅をもう少し大きくしていったところに車のネットワーク、道路ネットワークを確立させるというようなかたちで考えていくのでなければ、単なる期待値で、良い車の開発をしてもらって、性能が良くなればいつかは車も使えるようになるかもしれない、というだけの話であり、それは計画でもなんでもありません。宇都宮市が例えば世界に先駆けて自動運転が耐えられるような町にするのであれば、どこかの地域だけでも道幅を広くしていくとか、そういった通信網を充実させるというような、ネットワークの中の一つの軸、拠点にそういったものをもってくるんだみたいなことが謳われないと、ちょっとあまりにも弱いのかなと思います。「E」であるというのは、意見として聞きました、ということのようですから。「C」として、計画の参考にする、とまではいってないわけですから。良い意見ですねといっているだ

けどと、ごまかしてしまうような感じになってしまうので、ここはもうちょっと市としての方向性をはっきりと打ち出さないと、ごまかしのよう、意見を取り入れたかのごとく見えるという格好になってしまうと思います。

大森議長 ご意見ありがとうございます。ただいまのご意見としましては、あまり本当は考えていないのだったら入れないほうが良いでしょうということですか。

村田委員 いやいや、「E」という評価はそれで良いと思います。ですが実際には何もしないのであれば、車の開発が進めば、自動車も公共交通のネットワークに位置付けられるかもしれませんが、そのために何が必要か、ということのせめて研究をするとか、道幅はどのくらいないといけないのか等をきちんと考えておくようなことが無いのであれば、我々は、宇都宮市としては、それこそ公共交通の軸として、車は現状維持がせいぜいだと思います。

大森議長 事務局からお願いします。

都市計画課長 村田委員のおっしゃっていることは、我々も当然、車を位置付けるとすればそれが道路の幅員等についても検討することは必要だろうと感じておりますので、今後マスタープランの改定もありますので、その中で通路についても、自動車の重要性というのも当然分かっておりますので、併せて検討してまいりたいと思います。

村田委員 分かりました。是非、幅員等を考えて自動車も十分に位置付けていくというのでしたら、そういった文言が入ってほしいですね。入っていないと、何もしないかのごとくにも見えるし、何もしなくてもできちゃうようにも見えたりすると、やはり公共交通の中心は自動車が良いという意見が、すでにいくつか出ているようですが、そう思っているらっしゃる市民の方に対して説得力のある公共交通の提示というのができないのであろうと思います。

都市計画課長 分かりました。ありがとうございます。

大森議長 ご意見ありがとうございます。来年度は都市計画マスター

プランの改定も予定されていますよね。

都市計画課長

はい，来年度から改定に向けた調査・検討を開始する予定で
おります。

都市整備部次長

ちょうど総合計画と一緒に策定していきます。

大森議長

他に何かございますでしょうか。

熊本委員

先ほども市民の意見の中で，モデル地域みたいなものという話もありましたけれども，最初の，スタートでありますから，やはりこの指定された地域の中でやり始めるという意識の中でスタートするということは重要なことであると思います。この計画を進めた中で，これからいろいろな現状に沿ってかたちも変わってくるでしょう。そういうところで順次柔軟に見直していただきたいと思います。特にこの市街化区域の中で一番難しいところというのは，やはりこの市街化区域という中には，もう市場原理というものが大きく働いている，というところが一番難しいところだと思います。土地の利用とかそういうものが大きな制限がかかっている地域ではないですので，やはりその市場の原理に沿って，今までの土地利用の計画に沿ってもうすでに市場が動いていて，しかもそういうような市場に合わせて，皆さんがそのスーパーマーケットであるとか，ドラッグストアということで，今回誘導する地域ということで書かれていますけれども，そういう方たちはこういう計画に沿ってというよりも，そこにどれだけの人が住んでいるのか，また自分の商売としてそこに立地した時には自分の商売が儲かるのか，営業が成りうるのか，というところをまず第一に考えたうえで皆さん立地を考えているという，そういう地域になるわけですよ。ですから，そういうところを自分たちのその営業の他に，市の考え方に沿って動くのか動かないのか，となった時には，ここにインセンティブが働くのか働かないのか，自分たちの市場原理を上回るようなインセンティブが与えられるかどうかというところが，民間の事業者としては一番気がかりというか一番気にするところだと思います。しかし，今回のこの計画の中ではまだそのインセンティブというところ，国の方で税制的な面であるとか，市の方で示しているものについては，私はそこまでそれが市場原理の中で覆すような大きなメリットに見えるのかと

いうと、そこまでではないと思います。しかし、この計画の中で公共的な施設というものも多く含まれておりますので、そういうものの集約によって人の流れの動きが変わってくる。そういう時に、そのような市場原理で動いていた民間のものも動いてくる可能性もあるというような期待も含めて、賛成をさせていただきたいと思います。ですがやはりそういうものを積極的に動かしたいということであれば、そのインセンティブをより拡充をしていく必要があるのではないのかなと考えておりますので、意見を申し上げさせていただきたいというのと同時に、やはり先ほどお話もありました通り、保育施設であり、高齢者施設である、というところは、やはりこれから宇都宮市が今年、来年には人口ピークとして、これから人口が減っていく時代に入っていく、本格的な高齢者社会に入っていく。また、人口減少ということでもありますから、子ども施設のニーズというものも大変増えていくということであると思うのと同時にやはり今、宇都宮市のその高齢者福祉施設であるとか、もしくはその保育所である、というのは、もう今民間の力に頼っているところです。外部委託というような言葉が適当かわかりませんが、保育園にしても民間保育園に委ねているというところが大きいと思いますので、そういうところは、実際にこういう土地利用という観点だけではなくて、子ども部であるとか、保健福祉部であるとか、そういうところの個別の補助の出し方によっても、個々の駅前の立地であるとか、こういう一等地に出られるかどうかというのも変わってくると思います。今回このエリアを設定したという意義を、この都市整備部の範囲だけではなくて、そういう自分たちが狙っているような、そういう施設の管轄をしているような各部の中での補助の仕方、立地の仕方というものにも、最大限波及をさせていただいて、今まで国の方で立地の補助が出ます、市の方でも補助の規定がある、そこに都市整備部として上乘せができるような、そういう考え方しっかりとっていただきたいと思います。特に、これから整備をするLRTにつきましたは、その駅前というのが、今まで既存の駅前のところを変えていくというのではなくて、今までなかったところに新しく立地、または設置をしていくわけですから、そこは大幅に変わっていく可能性がみられると思いますので、そういうところは逆に重点的に行っていただきたいというご意見だけは申し上げさせていただきたいと思います。以上です。

大森議長

貴重なご意見ありがとうございました。民間企業が自らアク

ションを起こすような具体的な施策を検討する必要があるというようなご意見だったと思いますが。森岡委員どうぞ。

森岡委員

一つよろしいでしょうか。74ページですが、一つの参考例ですから別に問題はないといえませんが、公共施設の再編と出ていますよね。目標値がまだ先の話ですが、40年間で23.6%というのは出ていて、片や誘導施設の中で、国、県、市等の再編によってですよ、というふうに本編のほうで出ているので、そこの整合というか考え方をきちんとしておいた方がよいと思います。この指標を出すのであれば、整理をしておいた方がいいのかなと思いますので、そこをご検討いただければと思います。

大森議長

ご意見ありがとうございます。今の点に関して事務局から何かございますでしょうか。

市街地整備課長

はい。この74ページの中段の公共施設再編の指標については、宇都宮市公共施設等総合管理計画という維持管理を含めた長寿命化計画のようなもので長期的な視点でまとめたものでございます。本編65ページの(3)で「公共施設とマネジメントと連携した施策の推進」で、コンパクト施策と公共施設の適正配置や維持更新などは密接にかかわってくることから記載しております。考え方としてはコンパクトシティ施策と、公共施設の再編や維持管理の行政コストにかかわる部分については密接に関連するものでありますので、ここに入れさせていただいております。

大森議長

はい。そのほか何かございますでしょうか。ではご意見ご質問も出尽くしたようですので、お諮りしたいと思います。いろいろ自動車の技術開発、どう扱っていくのかという話ですとか、子育てについての話ですとか、民間企業の経済的インセンティブの話とかいろいろ出ましたけれども、こちらの本日の立地適正化計画は、来年度また居住誘導区域を追加するところで、さらに修正の機会はあるのですよね。

市街地整備課長

先ほどご説明させていただきましたが、都市機能誘導に関する計画の取りまとめは今年度であります。居住誘導に関する事項については、平成30年度末までにとりまとめていくというように考えてございまして、今後も、都市計画審議会の中で

ご意見をいただきながら、とりまとめてまいりたいと考えてございますので、引き続きよろしくお願ひします。その時にフィードバックして、都市機能誘導に絡んで若干修正をする場合も当然でございます。次は改定になりますので、それは可能です。

大森議長 ということもございまして、今回の議案の第2号に関しては、修正なしで原案通り、異存なしということであれば、ご異存いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

大森議長 ありがとうございます。それでは、議案第2号については、原案通り異存なしと答申することと、させていただきます。ありがとうございます。

それではここで一旦休憩といたします。

休憩後の議案第3号につきましては、審議を非公開といたします。

なお、この議案第3号の審議が終わりましたら、会議を再び公開いたします。

それでは、10分間の休憩といたします。

(再開) 《休憩》《資料配布》

(議案第3号)

大森議長 それでは、会議を再開いたします。

【非公開審議】

4. その他

大森議長 それではここから再び公開となります。続きましてその他に移りますが事務局から何かございますか。

牧口書記 お配りいたしました議案第3号市街化調整区域の整備及び保全の方針の資料につきましては、終了後、回収いたしますのでお帰りの際に机の上に置いたままお帰りいただければと思います。

大森議長 他に何かございますでしょうか。

熊本委員 会議自体が非公開で、資料を表に出せないというのは分かるのですが、審議をやっていく中で、その日にこれを出されて、中身について議論をして、またそのあと回収ということになると、やはり私たちも中身を読む時間というのはほとんどないわけですよ。その審議をするにあたって、確かに非公開でこの中の情報というのは表に出ると問題があるところもありますから、これを出せないというのはわかるのですが、この中身を審議していく中で私たちもいい加減な審議はできないので、やり方を少し考えてもらえるとありがたいかなと思います。

大森議長 ご提案ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

都市計画課長 事務局としても基本的に早めに見ていただく、理解していただくという前提から事前にお渡しすることが一番いいと思います。ただ中身によってはそれが市民の方へ先に知れ渡った場合にいろいろ問題がある点も正直ございます。そういったところもございますので、事務局で今のお話は預からせていただいていい方向に向くようには検討していきたいと思います。

都市整備部長 将来の宇都宮市の都市構造に関わるものですから、その辺も十分に検討させていただいて、出せるものはなるべく出していきたいと考えております。

大森議長 いかがでしょうか。

森岡委員 仮に全部出せなければ、出してもいいようなところもあると思います。どうしても個人の利害など難しい問題があるので資料回収ということになるのだと思うので、出せないのは当日でもやむを得ないと思うのでそのあたりも含めてよく検討してください。

大森議長 確かに限られた時間でいきなり初めての資料を見せられても十分理解するのが難しいと思いますので、できるだけご検討いただければと思います。ほかに何かございますでしょうか。

5. 閉会

大森議長 では特にないようでしたら、以上をもちまして第67回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。お疲れ様でした。